資料２

第２回入札・発注ＷＧ全国中小建設業協会資料

令和8年11月2日

一般社団法人 全国中小建設業協会

発注者の「体制」の補完・支援
・発注体制に関する課題について

- 小規模自治体では財政規模や発注量が限られているため、発注体制、監理・監督体制が脆弱である。市町村職員が土木技術や施工に関する専門知識を十分に有していない場合も多く、コンサルタントが作成した設計の妥当性を十分に確認できないまま発注されるケースがある。その結果、受注後に大幅な設計変更が必要になり、状況によっては、施工者側で設計変更の大部分を担うこともあり、結果として、工期を大幅に延長せざるを得なくなることがある。

- 発注者の事務負担軽減を目的とした発注の包括化については、発注者側の効率化というメリットはあるかもしれないが、地域事業者が元請として受注する機会を失い、結果として、重層下請構造の助長、下請企業に対する適正な代金行き渡りの減少につながりかねない。

- 年度末に完成期限を迎える工事が集中して発注される状況は依然として改善されておらず、発注者・受注者双方の負担増加や不調不落の要因となっている。年度をまたぐ工事に対する債務負担行為に係る適用のハードルを下げるなど、発注時期の平準化をより強力に推進する必要がある。既に実施している自治体もあるが、次年度事業の設計書をあらかじめ準備しておくなどして、年度末ないしは年度当初に発注できるようにする運用も考えられる。

円滑かつ迅速な施工のための「入札・契約制度」の改善
・多様な入契方式に活用促進にあたっての課題について

- 維持管理工事や緊急対応工事は、地域の中小企業が24時間体制で体制を整え対応しているにもかかわらず、現行制度では、そういった地域貢献や災害対応能力が十分評価されていない。特に、自社で重機や人員を保有して施工する企業と、受注後に大部分を下請業者に発注する企業とが同様に扱われてしまっている。迅速な復旧対応が可能であることなど、実際に施工能力を有する企業がより評価される仕組みが必要である。

- 維持管理工事など、一定の技術力を有する地域の中小企業が継続的に担う工事の入札にあたっては、価格競争一辺倒ではなく、地域への貢献度や継続的な対応能力を重視した発注方式の導入を検討する必要がある。

- 総合評価落札方式については、過去の実績への配点が大きく、一度受注実績を得た企業が継続的に有利になる構造がある。地域貢献度や実際の施工能力をより重視した評価体系への見直しが必要である。

- 特に特別簡易型の総合評価落札方式では、いずれの工事でも主観評価項目や配点が同一に設定されていることが多く、主観評価項目の合計点数次第で落札者が決定されるようになっていることから、落札者が固定化される点に問題がある。また、発注規模が大きくても、工事内容的には総合評価落札方式で発注する必要性が感じられない工事もある。発注者が評価項目や配点を柔軟に調整することの指導が必要ではないか。

- 子育て世代への支援状況を示す「くるみん」や「えるぼし」に対する加点はあるが、多くの技術者・技能者は高齢化しており、中小建設企業は高齢者を継続雇用している点で社会貢献している。そういった点について、入札・契約制度や経営事項審査において評価してもらえるとありがたい。

円滑かつ迅速な施工のための「入札・契約制度」の改善
・入札・契約制度に関する課題について

- 十分な実績のない新規参入の一般建設業許可業者であっても、制度上は、大規模工事への入札参加資格を得ることができ、地域で長年事業を継続してきた特定建設業許可業者と同様に入札に参加し、落札・契約することが可能となっているため、財務基準や技術者について、より厳しい条件が課されている特定建設業許可業者が正当に評価されていない。

- 設計変更について、施工上必要であるはずの変更であっても、発注者側の事情により、「軽微な変更」（３割）を超える金額での変更が承諾されず、それを超過する分については、施工途中で中止になるケースや、場合によっては、施工者側が実質的に負担するケースがある。

- 設計標準金額や最低制限価格設定率の引き上げなどの取組を国が行っても、それに追随しない自治体もあり、そのような自治体では課題解決が進まない。自治体ごとの取組状況を「見える化」することは、自治体の取組を後押しする上で有効ではないか。

- 包括発注については、当初想定された「大ロット化による資材価格の逓減」が実際には生じておらず、かえって下請企業に行き渡る代金額の減少につながっている場合もある。

- 地域維持型ＪＶについて、発注者は大手ゼネコンを含めたＪＶの組成を期待しているが、地元に合わせた対応能力を踏まえると、地元企業のみで構成されたＪＶの組成を後押ししても良いのではないか。

「オープンブック・コストプラスフィー方式（支払方式）」の活用

・オープンブック・コストプラスフィー方式の契約導入に関しての意見について

- 自治体から発注される緊急工事等について、単価×数量を積み上げた合計金額で入札する案件があるが、その最低制限価格は、算出式に当てはめることができないために、より低い設定率に固定されてしまっている。また、「待機料」が設計金額に計上されていない緊急工事の場合、異常気象等により緊急での出動や作業が増加している昨今、作業員に対する待機手当等、増加コストを受注者側が負担している実態があり、受発注者間の不要な緊張関係を招いている。そのため、オープンブック・コストプラスフィー方式ではないにしても、施工実績に基づき実費ベースで請負金額を調整することができる仕組みに対しては一定の期待がある。

- 特に災害対応工事や緊急工事のように、着手時点で工事内容や数量を確定しにくい案件においては、事後精算的な考え方を含む柔軟な契約方式を検討する余地がある。